

魚津市告示第104号

魚津市身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱の一部改正について

魚津市身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住 所	魚津市
氏 名	

年度身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付申請書

年度において、身体障害者用自動車改造を実施したいので、身体障害者用自動車改造費助成事業助成金 円を交付されるよう魚津市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 身体障害者用自動車改造事業計画書
- 2 見積書
- 3 改善箇所の写真（着工前）

この助成金の交付決定のために必要な範囲で、住民登録資料及び税情報について調査、照会又は閲覧することに同意します。

氏 名 _____

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住 所	魚津市
氏 名	

年度身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で身体障害者用自動車改造費助成事業助成金の交付の決定の通知があった身体障害者用自動車改造について、魚津市補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 身体障害者用自動車改造事業成績書
- 2 領収書
- 3 改善箇所の写真（完成）

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。